

事務連絡  
令和7年2月27日

都道府県薬剤師会事務（局）長 殿

公益社団法人日本薬剤師会  
事務局長 小林 寧

「日本薬剤師会会員証」の紙の発行・送付の終了等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「日本薬剤師会会員証」（以下、「会員証」）の紙の発行・送付の終了等につきましては、令和7年2月27日付け、日薬発第303号にてお知らせしたとおりでございます。ご案内のとおり、毎年度の全会員への紙の会員証発行・送付を令和7年4月をもって終了いたしますとともに、原則、会員証を破損・紛失した際の再発行も終了いたします。

なお、令和7年4月以降の新規入会会員へは、暫らくの間、紙の会員証の発行・送付を継続することとしております。

現在の会員証では、①日本薬剤師会会員番号、②会員氏名（漢字）、③都道府県、④薬剤師免許番号、⑤有効期限の5項目を記載し、日薬雑誌に同封して送付をしておりました。日薬誌令和7年4月号同封（有効期限：令和8年3月31日）の全会員への最終発行・送付の紙の会員証には、新たに⑥会員IDの1項目を追加する予定です。また、令和7年4月以降の新規入会会員へは、会員証等の電子化が完了するまでの間、紙の会員証（同6項目記載）の発行・送付を続ける予定です（会員証の日薬誌同封は令和7年9月号送付分までで終了）。

本会事務局では、全会員への会員証の発行・送付終了に伴い、本会が提供する会員サービス（本会ホームページ会員のページの閲覧、JPALS、マナブル等）の登録等に必要な会員番号及び会員IDにつきまして、今後問合せが多くなることを想定しております。そのため、最終の紙の会員証に記載されております会員番号及び会員IDを、お手元にお控えいただくよう、貴会会員へご周知いただければ幸いです。本会からも全ての会員に対して、日薬誌4月号でのご案内を予定しております。

なお、会員証等の電子化につきましては、令和8年4月の完成を目途としております。

貴会会務ご多繁の折、誠に恐縮ではございますが、紙の会員証の発行の終了等につきご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。